様式3号（第6条関係）

共　同　研　究　契　約　書

　甲及び乙は、下記契約項目表（以下「本契約項目表」という。）記載の共同研究（以下「本共同研究」という。）の実施にあたり、以下のとおり共同研究契約を締結する。

(契約項目表)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1.契約当事者 | 甲 | 兵庫県公立大学法人 |
| 乙 |  |
| 2.研究題目 |  |
| 3.研究目的 |  |
| 4.研究内容 |  |
| 5.研究期間 |  |
| 6.研究スケジュール |  |
| 7.研究担当者※:研究代表者◎:民間等共同研究員 |  | 氏名 | 所属・職名 | 役割 |
| 甲 | ※ |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 乙 | ※ |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 8.研究経費(消費税及び地方消費税を含む、括弧内の数字は消費税及び地方消費税額) | 直接経費 | 研究料（440,000円/人） | 間接経費（直接経費の15%） | 計 |
| 円（　　　　円） | 円（40,000円/人） | 円 | 円（　　　　円） |
| 9.研究場所 | 甲 |  |
| 乙 |  |
| 10.提供設備等 | 区分 | 施設の名称 | 設　備 |
| 名　称 | 規　格 | 数　量 |
| 甲 |  |  |  |  |
| 乙 |  |  |  |  |
| 11.その他 |  |

本契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保管するものとする。

　　　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 甲 | ： | 神戸市西区学園西町八丁目２番地１兵庫県公立大学法人理事長　　國井 総一郎 |
| 乙 | ： |  |

（定義）

第１条　本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

（１）「研究成果」とは、本共同研究の結果得られたもので、完了報告書等の中で成果として確定された本共同研究の目的に関係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ、成果有体物等を含む一切の技術的成果をいう。

（２）「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

①　特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

②　特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第３条第１項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第３条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利

③　著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利

④　秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

⑤　研究によって得られた材料、試料（微生物、菌株、新材料、植物新品種、核酸、たんぱく質等）、実験動物、試作品及びモデル品、実験装置等の研究及び教育目的に使用可能で、有形かつ技術的観点からの財産的価値を有するもの（以下「成果有体物」という。）

（３）「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成、ノウハウの対象となるものについては案出及び成果有体物の対象になるものについては創作をいう。

（４）知的財産権の「実施」とは、特許法第２条第３項に定める行為、実用新案法第２条第３項に定める行為、意匠法第２条第２項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第２条第３項に定める行為、種苗法第２条第５項に定める行為、著作権法第２条第１項第15号及び同項第19号に定める行為、ノウハウの使用及び成果有体物を使用する行為をいう。

（５）「研究担当者」とは、本共同研究に従事する甲又は乙に属する本契約項目表７に掲げる者及び本契約第２条第３項に該当する者をいう。「研究代表者」とは研究担当者のうち当該共同研究を代表する者をいう。

（６）「乙の指定する者」とは、乙と会社法（平成17年法律第86号）上の親会社、子会社の関係にある会社、又は乙自らの事業のために製造等を委託する者等のうち、乙から甲に書面により通知された者をいう。

（共同研究の分担及び担当者）

第２条　甲及び乙は、本契約項目表７に掲げるそれぞれの研究担当者を本共同研究に参加させるものとする。

２　甲は、乙の研究担当者のうち甲の研究実施場所において本共同研究に参加させる者を民間等共同研究員として受け入れるものとする。

３　甲及び乙は、甲又は乙に属する者を新たに本共同研究の研究担当者として参加させようとするとき、又は自己の研究担当者を変更するときは、あらかじめ相手方に書面により通知するものとする。

（研究協力者の参加及び協力）

第３条　甲又は乙が、本共同研究遂行上、甲又は乙と雇用関係に無い者（以下「研究協力者」という。）の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究協力者を本共同研究に参加させることができる。

２　甲又は乙は、前項の同意を得て本共同研究に従事させる研究協力者が本契約を遵守することに責任を持つものとする。

３　研究協力者が本共同研究の過程又はその結果、発明等を行った場合は、第１４条から第１６条の規定を準用するものとする。

（完了報告書の作成）

第４条　甲及び乙は、双方協力して、本共同研究の研究期間中に得られた研究成果についての完了報告書を、本共同研究終了の翌日から３０日以内に取りまとめるものとする。

２　前項に基づき取りまとめられる報告書は２部作成するものとし、甲及び乙がそれぞれ保管するものとする。

（ノウハウの指定）

第５条　甲及び乙は、協議の上、完了報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

２　ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

３　前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本共同研究完了の翌日から起算して３年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

（研究経費等の負担）

第６条　乙は、本契約項目表８に掲げる直接経費、研究料及び間接経費（以下「研究経費」という。）を負担するものとする。

（研究経費の納付）

第７条　乙は、本契約項目表８に掲げる研究経費を甲の発行する請求書に定める納入期限までに甲の指定する銀行口座に振り込むものとする。なお、甲の指定する銀行口座への入金等に係る手数料は、乙の負担とする。

（経理）

第８条　前条の研究経費の管理、執行及び経理処理は甲が行う。

（研究経費により取得した設備等の帰属）

第９条　本契約項目表８に掲げる研究経費により取得した設備等の所有権は、甲に帰属するものとする。

（施設・設備等の提供）

第１０条　甲は、本契約項目表１０に掲げる施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。

２　甲は、本共同研究の用に供するため、乙から本契約項目表１０に掲げる乙の所有に係る設備を乙の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用するものとする。なお、甲は、乙から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

３　前項に規定する設備の搬入及び据付に要する経費は、乙の負担とする。

（研究の中止又は期間の変更等）

第１１条　天災その他本共同研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本共同研究を中止し、又は研究期間を変更することができる。この場合において、甲又は乙はその責を負わないものとする。

２　甲又は乙からの本共同研究中止の申し入れがあった場合は、甲乙協議の上、双方の書面による合意のあるときに限り、本共同研究を中止できるものとする。

３　甲又は乙からの本共同研究の期間延長の申し入れがあった場合は、甲乙協議の上、双方の書面による合意のあるときに限り、本共同研究の期間を延長することができる。

４　本共同研究に係る研究期間、研究経費及び大幅な研究内容に関して変更がある場合は、甲乙協議の上、共同研究変更契約書を締結するものとする。

(提供物品の返還)

第１２条　甲は、本共同研究を完了し、又は中止したときは、第１０条第２項の規定により乙から受け入れた設備を研究の完了又は中止の時点の状態で乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

（研究の完了又は中止等に伴う研究経費の取扱い）

第１３条　本共同研究を完了し、又は本共同研究を中止した場合において、第７条の規定により納付された研究経費（研究料を除く。）の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求できる。甲は乙からの返還請求があった場合、甲は乙に不用になった額を返還する。なお、入金等に係る手数料は返還額から差し引くものとする。

２　甲は、研究期間の延長及びその他の理由により納付された研究経費に不足を生じる恐れが発生した場合には、直ちに乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する研究経費を負担するかどうかを決定するものとする。乙が経費を負担できないときには、本契約の継続について、甲乙協議の上、決定するものとする。

（知的財産権の帰属・出願等）

第１４条　甲及び乙は、本共同研究の過程又はその結果発明等が生じた場合には、速やかに相互に通知しなければならない。

２　甲は、甲に属する研究担当者が、本共同研究の結果、独自に発明等を行い、当該発明等に係る知的財産権（著作権及びノウハウを除く。）を甲が単独で承継した場合において、出願等を行おうとするときは、当該発明等を独自に行ったことについて、当該出願等に先立ち、あらかじめ乙の同意を得るものとする。この場合、出願等の手続き及び権利保全に要する費用（以下「出願等費用」という。）は、甲が負担するものとする。

３　乙は、乙に属する研究担当者が、本共同研究の結果、独自に発明等を行い、当該発明等に係る知的財産権（著作権及びノウハウを除く。）の出願等を単独で行おうとするときは、当該発明等を独自に行ったことについて、当該出願等に先立ち、あらかじめ甲の同意を得るものとする。この場合、出願等費用は、乙が負担するものとする。

４　甲及び乙は、甲に属する研究担当者及び乙に属する研究担当者が本共同研究の結果共同して発明等を行い、当該発明等に係る知的財産権のうち、甲に属する研究担当者の持分を甲が承継した場合において、当該発明等に係る出願等を行おうとするときは、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分を協議して定めた共同出願契約を別途締結の上、共同して出願等を行うものとする。

５　甲又は乙のいずれかが共有に係る当該知的財産権について自己の持分を放棄し、又は相手方に対し自己の持分を譲渡した場合は、当該共有に係る知的財産権は、以後、相手方の単独所有の知的財産権として取り扱われるものとする。

６　本共同研究の結果生じた発明等を、甲が承継せず甲に属する研究担当者と乙とが共有することとなった場合の当該出願等については、当該発明等をなした甲に属する研究担当者と乙が協議の上、決めるものとする。

（分割、変更、及び外国出願）

第１５条　前条の規定は、前条の規定にしたがって出願等を行った知的財産権に基づく出願の分割及び変更、並びに外国における発明等に関する知的財産権（著作権及びノウハウを除く。）の帰属・出願等、権利保全（以下「外国出願」という。）についても適用する。

２　甲及び乙は、外国出願を行うに当たっては、国内出願後６ヶ月以内に外国出願の要否及び対象国等について協議を行うものとする。

（共有に係る知的財産権についての乙による実施）

第１６条　乙は、共有に係る知的財産権（著作権及びノウハウを除く。）の取扱いについて、その発明等の出願前に、甲乙協議の上、以下の各号のうちいずれか一つを選択するものとする。

（独占的実施）

（１）共同で出願し、以下の条件の下で、甲は第三者に対し実施の許諾を行わず、乙は独占的に実施する権利を有する。なお、乙の指定する者による実施は、乙の実施として取り扱われる。

　①　出願等費用は、乙がすべて負担する。

　②　乙は、甲に対し、甲乙間で別途協議し合意した対価を支払う。

　③　乙は、甲の同意を得ることなく、第三者に対し、非独占的な実施の許諾を行うことができる。なお、乙は、金銭以外の対価で許諾を行うときは、事前に書面による甲の同意を得るものとする。

④　第三者に対する実施許諾に係る対価は、甲及び乙に対し、当該共有に係る知的財産権のそれぞれの持分に応じて配分される。

（非独占的実施）

（２）共同で出願し、以下の条件の下で、乙は、非独占的に実施する権利を有し、甲は、第三者に対し、非独占的な実施の許諾を行うことができる。乙の指定する者による実施は、乙の実施として取り扱われる。ただし、甲が第三者に実施の許諾を行おうとするときは、甲は、あらかじめ乙の書面による同意を取得するものとする。乙が同意をしない場合は、共有に係る知的財産権について乙が本項第１号の独占的実施を選択したとみなす。乙は本項第１号の独占的実施への変更に応じねばならない。

①　出願等費用は、乙がすべて負担する。

　②　乙は、甲に対し対価を支払うことなく、実施をすることができる。

　③　甲は、乙の同意を得ることなく、第三者への実施許諾を前提とした広報活動ができる。

　④　乙は、甲の同意を得ることなく、第三者に対し、非独占的な実施の許諾を行うことができる。なお、乙は、金銭以外の対価で許諾を行うときは、事前に書面による甲の同意を得るものとする。

　⑤　第三者に対する実施許諾に係る対価は、甲及び乙に対し、当該共有に係る知的財産権のそれぞれの持分に応じて配分される。

（有償譲渡）

（３）甲及び乙が合意をしたときは、甲は、乙に有償でその持分の譲渡を行い、以後、甲及び乙は、第１４条第５項の規定に基づき、乙の単独所有に係る知的財産権として取り扱う。なお、当該譲渡は、乙の求めに応じ、乙が指定する者に対し行うことができる。乙が本発明の登録後に本発明の実施をし、又は本発明を第三者に実施許諾あるいは譲渡を行うことにより、乙の事業に貢献あるいは収益を上げた場合において、甲の発明者から甲への特許法等に基づく対価の支払い請求があり、甲が乙から得た譲渡金に不足があるときは、甲乙間で協議する。

２　乙は、前項の規定に基づき自己が行った選択について、事前に書面による甲の同意を得た上で、同項に定める他の選択に変更することができる。ただし、甲は、乙より当該同意を求められたときは、正当な理由なく、当該同意を留保しないものとする。なお、当該変更がなされたときは、当該変更後の選択につき同項に定める条件が適用される。

３　乙が共有に係る知的財産権について第１項第１号の選択をしている場合、乙は知的財産権を出願等したときから原則として７年間独占的に実施することができ、更新もできる。しかしその出願の日から５年（乙が前項の規定に基づき第１項第１号の選択に変更した場合にあっては、当該変更の日から３年）が経過した以後においてその実施が正当な理由なくなされていないと甲が判断したときは、甲は、乙に対し書面によりその旨を通知した上で、以後、同号の規定にかかわらず、当該共有に係る知的財産権について、乙の同意を得ることなく、第三者に対し、実施の許諾を行うことができるものとし、当該通知後は、同項第２号のただし書き以降（「ただし、・・・・変更に応じねばならない。」までの部分）を除いた同項第2号の条件が適用されるものとする。ただし、甲は、正当な理由があるか否かについて判断するに当たっては、乙の意見を事前に聴取の上、これを斟酌するものとする。

（甲単独所有に係る知的財産権についての乙による実施、及び譲渡）

第１７条　甲は、本共同研究の結果生じた発明等であって、甲単独所有に係る知的財産権について、乙又は乙が指定する者から実施したい旨の通知があった場合は、独占的実施、非独占的実施等を乙と協議し、別途締結する実施契約に基づき実施の許諾を行うものとする。

２　甲は、本共同研究の結果生じた発明等であって、甲単独所有に係る知的財産権について、乙、乙の指定する者、又は第三者に対して譲渡することができる。

３　本共同研究において本契約発効日時点で甲が所有する知的財産権又は出願等手続きを行っている知的財産権に係る発明等の実施、及び本契約発効後に本共同研究契約に関係なくなされた知的財産権の発明等の実施の独占的又は非独占的な許諾を受ける場合は、乙は、別に締結する契約書に基づき、当該実施の対価又はオプション権の費用を負担するものとする。ここでいうオプション権とは乙による実施可能性の検討等のために、期間を定めた実施許諾を受けるか否かの選択権をいう。

（知的財産権についての甲による教育研究目的での実施）

第１８条　甲は、本共同研究において生じた発明等に係る知的財産権について、第５条、第２１条及び第２２条に定める義務を遵守の上で、教育又は研究の目的で、無償かつ非独占的に実施することができるものとし、甲の本研究担当者等の、教育若しくは研究を主たる目的とする大学又は政府系研究機関等での実施についても、同様とする。

　（進捗管理）

第１９条　本共同研究の管理は、甲及び乙が共同して行うものとする。

２　甲及び乙は、本契約の有効期間中、定期的に進行状況報告書を相互に取りまとめ、報告会を開催し、本共同研究の進行状況について報告を行うとともに進行その他について協議を行う。なお、定期的開催以外にも甲乙協議の上、必要に応じて開催することができるものとする。

　　　<進行状況報告書の内容例>

　　　・研究題目

※　　・現在までの成果

　　　・今後の課題・スケジュール

　　　・特記事項

　（情報交換）

第２０条　甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な情報、資料を相互に無償で提供又は開示するものとする。ただし、甲及び乙以外の者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。

２　提供された資料は、本共同研究完了後又は本共同研究中止後相手方に返還するものとする。

（秘密保持）

第２１条　甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、相手方より開示を受けた秘密情報（次項の定義による。）について、秘密として保持し、本契約項目表７の研究担当者及び、自己に属する必要な関係者以外に開示・漏洩してはならず、これを本共同研究の目的以外に使用してはならない。また、甲及び乙は、相手方より開示を受けた秘密情報に関する秘密について、研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

（１）開示を受けた際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

（２）開示を受けた際、既に公知となっている情報

（３）開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報

（４）正当な権原を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容

（５）相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

（６）書面により事前の相手方の同意を得たもの

２　「本秘密情報」とは、甲又は乙が本共同研究の実施に当たり相手方に開示した情報であって、以下のいずれかに該当するものをいう。

（１）書面（電子メール及びその添付文書を含む。）又は電子媒体により開示された場合にあっては、当該開示が秘密又はこれと同等の表示がなされた上でなされたもの

（２）口頭で、視覚的に、又はその他の無形の方法で開示された場合にあっては、当該開示の前又は当該開示の際に秘密である旨が告知され、かつ当該開示後３０日以内に書面（電子メール及びその添付文書を含む。）又は電子媒体によりその内容が確認されたもの

３　前２項の有効期間は、本共同研究開始の日から研究完了後又は研究中止後３年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

　（研究成果の取扱い）

第２２条　甲及び乙は、本共同研究完了の翌日から起算し６ヶ月以降、本共同研究によって得られた研究成果について、前条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で開示、発表又は公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができるものとする。ただし、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、相手方の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。なお、いかなる場合であっても、相手方の同意なく、ノウハウを開示してはならない。

２　前項の場合、甲又は乙（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行おうとする日（学会での発表の場合は発表要旨の提出日、学術誌への論文掲載の場合は投稿日）の３０日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得た上で、その内容が本共同研究の結果得られたものであることを明示することができる。

３　通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断されるときは当該通知受理後１５日以内に開示、発表又は公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。

４　第２項の通知をしなければならない期間は、本共同研究完了後の翌日から起算して３年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮できるものとする。

（プログラム等及び成果有体物の取扱い）

第２３条　本共同研究の実施に当たり甲及び乙のいずれかより相手方に対しプログラム等が提供される場合又はプログラム等が本研究成果として得られた場合における、当該プログラム等の著作権の帰属及び実施その他の取扱いは、別途甲乙間で書面にて確認する。なお、本項にいう実施には、当該プログラム等をコンピュータ等において使用する行為が含まれる。

２　本共同研究の実施に当たり甲及び乙のいずれかより相手方に対し成果有体物が提供される場合又は成果有体物が本研究成果として得られた場合における、当該成果有体物の所有権の帰属及び使用その他の取扱いは、別途甲乙間で書面にて確認する。

３　第1項の規定により著作権が甲に帰属したプログラム等を乙が複製等により使用しようとするときは、別に契約で定める著作権料を甲に支払わなければならない。

４　第1項の規定により著作権が甲及び乙の共有とされたプログラム等を乙が複製等により使用しようとするときは、別に契約で定める著作権料を甲に支払わなければならない。

５　第1項の規定により著作権が甲及び乙の共有とされたプログラム等を甲及び乙以外の者に複製等により使用させた場合の著作権料は、当該著作権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分されるものとする。

（契約の解除）

第２４条　甲は、乙が第７条に規定する研究経費を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

２　甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後３０日以内に是正されないときは本契約を解除することができる。

（１）相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

（２）相手方が本契約に違反したとき

３　甲は、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明したときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第２５条　甲又は乙は、前条に掲げる事由、及び、甲又は乙が故意又は過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

（契約の有効期間）

第２６条　本契約の有効期間は、本契約項目表５に定める期間とする。

２　第１４条の規定は、第２項第二文、第３項第二文及び第５項を除き、契約期間終了後も３年間は有効とする。

３　本契約の失効後も、第４条、第５条、第１０条第２項なお書き、第１３条、第１４条第２項第二文、第１４条第３項第二文、第１４条第５項、第１５条から第１８条、第２０条から第２３条、第２５条から第２８条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

（協議）

第２７条　本契約で定めのない事項及び本契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて甲乙が協議して定めるものとする。

（裁判管轄）

第２８条　本契約に関する訴えは、神戸地方裁判所の管轄に属する。